

定型約款の一部改正について（お知らせ）

2026.02.10

2026年4月1日付で以下の融資関連定型約款を一部改正いたしましたので、お知らせします。

J Aバンクカードローン融資約款

一部改正の詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

以 上

J A バンクカードローン融資約款

本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するJ A バンクカードローン（J A カードローン、J A ワイドカードローン、教育ローン（カード型）を言います。）を借り入れる借主とのJ A バンクカードローン当座貸越約定書兼債務保証委託証書（以下、「カードローン契約書」という。）に基づくカードローン（約定返済型）取引（以下、「カードローン取引」という。）に適用されます。

J A バンクカードローンを借り入れた場合、本約款に同意したものとみなされます。J A バンクカードローンの借り入れに先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、J A バンクカードローンを借り入れることができません。本約款は、民法に定める定型約款に該当します。組合は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第1条（取引方法）

- 1 カードローン取引は組合の本支店（所）のうちいずれかの1か店のみで開設できるものとします。
- 2 カードローン取引による当座貸越は、この取引のために開設されたカードローン専用口座およびJ A カードローンカード（以下「ローンカード」という。）の使用による貸越とし、小切手・手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
- 3 カードローン取引による貸越金の返済は、第5条、第6条および第7条に定めるとおりとします。

第2条（貸越極度額）

- 1 貸越極度額は、カードローン契約書の借入要項（以下、「借入要項」という。）の借入極度額とします。なお、組合がやむを得ないものと認めてこの極度額を超えて貸出を行った場合にもカードローン契約書および本約款の各条項が適用されるものとし、借主は、組合から請求があったときは借入極度額を超える金額を直ちに返済するものとします。
- 2 組合は前項にかかわらず、カードローン取引の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、組合は変更後の貸越極度額および変更日等必要な事項を借主あてに通知するものとします。

第3条（取引期限）

- 1 カードローン取引の当座貸越の取引期限は、借入要項に定める日（組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日とします。ただし、取引期限までに借主または組合の一方から期限を延長しない旨の申出がない場合には、さらに借入要項の取引期限の延長に定める期間が延長されるものとし、以降も同様とします。）
- 2 期限までに当事者の一方から期限の延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。
 - ① 借主は、ローンカードを組合に返却します。
 - ② 借主は、期限の翌日以降ローンカードを使用した当座貸越は受けません。
 - ③ 貸越元利金はカードローン契約書および本約款の各条項に従い弁済し、貸越元利金が完済された日にこの契約は当然解約されるものとします。
 - ④ 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。

第4条（貸越金利息等）

- 1 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、借入要項に定める約定返済日（組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日とします。）に組合が定める所定の利率・方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。また、教育ローン（カード型）の場合は、貸越元金に組み入れず、約定返済日に利息を支払うものとします。
- 2 利息の計算は平年・うるう年に関係なく次の算式により行うものとします。
毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365
- 3 貸越金の利息計算における所定の利率は、金融情勢、金利状況等を勘案し組合が定めたものを適用します。また、金利を変更した場合には、店頭表示、インターネットその他相当の方法で掲示するものとします。変更日以降は、変更内容によりこの契約を履行します。なお、カードローン契約書において取引期限の延長終期としている「上限年齢（満年齢）到達日以降に最初に到来する取引期限」以降は、同取引期限時点の利率を完済時まで適用します。ただし、第3条第2項に

より組合が上限年齢到来前に取引期限延長を停止した場合は、取引期限以降、同取引期限時点の利率を完済時まで適用します。

- 4 組合に対する債務を履行しなかった場合には、借入要項に定める元利金等の遅延損害金および組合の定める督促手数料を支払います。
- 5 組合が一般に適用する所定の利率に比して借主に対し優遇の取扱いをされた場合には、組合はいつでもその優遇の取扱いを中止することができるものとします。

第5条（定例返済）

借主は、借入要項の定例返済に定めるところにより、約定返済金額を返済することとします。

なお、約定返済日が、信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日とします。

第6条（自動引落し）

- 1 前条による返済は自動引落しの方法によることとし、借主は借入要項に定める返済用貯金口座に毎月返済日までに返済金相当額を預入します。なお、組合は返済日に小切手または通帳および請求書なしで引落しのうえ、返済にあてます。ただし、返済用貯金口座の残高が約定返済額に満たない場合には組合は、その一部返済にあてる取扱いはしないものとします。
- 2 万一預入が遅延した場合には預入後いつでも組合は同様の取扱いができるものとします。
- 3 前2項の手続においてほかに支払請求があった場合には、組合に対するほかの返済約定がある場合には、支払いまたは返済の順序については組合の任意とします。

第7条（任意返済）

- 1 第5条による定例返済のほか、借主は、隨時に任意の金額を返済することができるものとします。
- 2 前項の任意返済は、組合および県内農協（所在都道府県が同一の農協）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機）を含む。以下「貯金機」という。）により行うことができるほか、借主が直接組合の店頭に申込む方法により行います。貯金機による場合、入金額が当座貸越元利金相当額の範囲内であれば、全額貸越元利金の返済に充当するものとしますが、当座貸越元利金相当額を超える入金は取扱うことができないものとします。

第8条（諸費用の返済用貯金口座からの自動引落し）

カードローン契約書の締結に際し、借主が負担すべきローンカード発行手数料・印紙代等の費用は、組合所定の日に借入要項に定める返済用貯金口座から小切手または通帳および請求書なしで引落しのうえ費用の支払いにあてるものとします。

第9条（期限前の全額返済義務）

- 1 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、組合から通知催告等がなくても、カードローン契約書および本約款にもとづく貸越元利金の全額について当然に期限の利益を失い直ちに貸越元利金の全額を支払います。
 - ① 借主について、破産手続開始・民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ② 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 前2号のほか、借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の廃止を表明したときなど、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
 - ④ 借主の貯金その他組合に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、組合に借主の所在が不明となつたとき。
- 2 次の各場合には、借主は、組合からの請求によって、カードローン契約書および本約款にもとづく貸越元利金の全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金の全額を支払います。
 - ① 借主が組合に対する債務の一つでも期限に履行しなかつたとき。
 - ② 借主が組合との取引約定に違反したとき。なお、カードローン契約書および本約款に基づく組合への届出内容や提出書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたときを含む。
 - ③ 借主が、第10条第1項の暴力団員等もしくは第10条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第10条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第10条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたこ

- とが判明し、借主との取引を継続することが不適切なとき。
④ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
3 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が組合からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着したまでは到着しなかつた場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第 10 条（反社会的勢力の排除）

- 1 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて組合の信用を毀損し、または組合の業務を妨害する行為
⑤ その他前各号に準ずる行為
3 第 9 条第 2 項第 3 号の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、組合になんらの請求をしません。また、組合に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第 11 条（減額・中止・解約）

- 1 第 9 条各項の事由があるとき、金融情勢の著しい変化があるとき、その他相当の事由があるときは、組合はいつでも極度額を減額し、貸越を中止し、またはカードローン契約書および本約款に基づく契約（以下「この契約」という。）を解約することができます。
2 借主はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、借主は組合所定の書面または電磁的記録により組合に通知します。
3 前 2 項によりこの契約が解約または中止された場合、借主は直ちにローンカードを返却し、貸越元利金を支払います。また、極度額を減額された場合にも、直ちに減額後の極度額を超える貸越金を支払います。
4 借主に相続の開始があったときには、当然にこの契約が終了するものとします。なお、本項に基づく契約終了後の貸越元利金の約定返済については第 5 条の定めによるものとし、また相続人による貸越元利金の任意の期限前返済も可能であるものとします（具体的な返済方法については別途組合が指定した方法によるものとします。）。

第 12 条（組合からの相殺、払戻充当）

- 1 組合は、期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由によって、借主が組合に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と借主の貯金その他の組合に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、組合はいつでも相殺することができるものとします。
2 前項の相殺ができる場合には、組合は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、組合は払戻しおよび充当の結果を借主に報告するものとします。
3 前 2 項により組合が相殺または払戻充当を行う場合、債務の利息、損害金等の計算については、その期間を組合による計算実行の日までとし、貯金の利率等については、各種貯金規定等の定めによります。ただし、利率等について借主と組合間に別に定めがない場合には、組合の定めによるものとします。

第 13 条（借主による相殺）

- 1 借主は、以下の場合を除き、カードローン契約書および本約款による債務と期限の到来している借主の組合に対する貯

金その他の債権とを、カードローン契約書および本約款による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。

- ① 弁済や相殺につき法令上の制約がある場合
② 借主と組合の間の期限前弁済についての約定に反する場合

- 2 前項によって相殺する場合には、相殺通知は書面または電磁的記録によるものとし、相殺した貯金その他の債権の証書、通帳は直ちに組合に提出します。
3 借主が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率等について借主と組合の間に別に定めがない場合には、組合の定めによるものとします。なお、期限前弁済について繰上返済手数料など別途の定めがあるときは、その定めによるものとします。
4 借主による相殺に関して各種貯金規定等に別途の定めがあるときは、その定めによるものとします。

第 14 条（債務の返済等に充てる順序）

- 1 組合が相殺または払戻充当をする場合、借主の組合に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができるものとし、借主はその充当に対して異議を述べることができないものとします。
2 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面または電磁的記録による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。
3 借主が前項による指定をしなかつたときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べることができないものとします。
4 第 2 項の指定により組合の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、組合は遅滞なく異議を述べたうえで、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、組合の指定する順序方法により充当することができるものとします。この場合、組合は借主に対して充当結果を通知するものとします。
5 前 2 項によって組合が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、組合はその順序方法を指定することができるものとします。

第 15 条（危険負担、免責条項等）

- 1 借主が組合に提出した証書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、借主は組合の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済するものとします。なお、組合が請求した場合には、借主は直ちに代わりの証書を差し入れるものとします。この場合に生じた損害については、組合の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主が負担します。
2 借主が組合に提供した担保について前項のやむをえない事情によって損害が生じた場合には、その損害について、組合の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主が負担します。

第 16 条（届出事項）

- 1 借主は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面または電磁的記録により直ちに組合に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、借主の負担とします。
2 借主が前項の届出を怠ることあるいは借主が組合からの請求を受領しないことその他借主の責めに帰すべき事由により、組合の通知または送付書類等が延着し、もしくは到着しなかつた場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 17 条（印鑑照合）

組合が、カードローン契約書および本約款による取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）をカードローン契約書に押捺の印影（または借主の届け出た暗証）または借主の貯金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。

第 18 条（費用の負担）

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。なお、組合が次の各号に掲げる費用を立て替えた場合は、借入要項の元利金等の損害金に定めた割合の損害金（年 365 日の日割計算で算出）を組合に対して支払うものとします。

- ① カードローン契約書の作成および変更に関する費用。
② 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
③ 担保物件の調査または取立てもしくは処分に関する費用。
④ 借主に対する権利の行使または保全に関する費用。
⑤ その他カードローン契約書および本約款による取引に関するいろいろの費用。

第19条（報告および調査）

- 1 借主は、組合による担保の状況、借主の財産、経営、業況等に関する調査に必要な範囲において、組合から請求があった場合には、書類を提供し、もしくは報告をなし、または便益を提供するものとします。
- 2 借主は、担保の状況、または借主の財産、経営、業況等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、組合に対して遅滞なく報告するものとします。
- 3 借主は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主、借主の補助人、保佐人、後見人は、登記事項証明書を添付してその旨を書面または電磁的記録により組合に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。

第20条（準拠法、合意管轄）

- 1 借主と組合は、カードローン契約書ならびに本約款に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とすることに合意します。
- 2 借主と組合は、カードローン契約書ならびに本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、組合の本店（本所）または組合の取引支店（支所）の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第21条（管轄地区外への移動）

- 1 組合の管轄地区内に居住する借主が、組合の管轄地区外に転居するような事由が生じた場合は、直ちに書面または電磁的記録による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。
- 2 借主が組合の管轄地区内において勤労に従事し、転勤、転職等の理由により組合の管轄地区外において勤労に従事するような事由が生じた場合は、直ちに書面または電磁的記録による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。

以上

(8年4月1日現在)

貸出事務手続（統一版）（融資稟議サブシステム導入県域用）の一部改正について

第2章 取引にあたつての確認事項

【改 正 後】 【改 正 前】

I 基本事項

1 取引にあたつての確認事項

貸出取引を行うにあたつては、以下の確認等を行う。

項目	内 容
信用の供与等の最高限度額	・貸出先に対する信用の供与等が、法令に定める最高限度額を超えないことを確認する。
借入資格者	・「員外者」という。)への貸出の場合は、信用事業規程で定める員外者への貸付の対象範囲に含まれていることを確認する。
犯罪収益移転防	・取引時確認および確認記録書作成を含めた所定の処理を行う。
止法上の確認	・取引の取扱いと「反社会的勢力等との取引排除にかかる対応事務手続（統一版）」の定めるところに従い、 <u>G.P.L.E.X</u> に上る個別確認を行う。
反社会的勢力との取引排除	・「反社会的勢力等との取引排除にかかる対応事務手続（統一版）」の定めるところに従い、 <u>G.P.L.E.X</u> に上る個別確認を行う。
個人情報の取扱い	・与信取引であること、第三者提供が発生することから、個人情報を取得するにあたり、所定の同意書の提出を受ける。
利益相反取引の確認	・利益相反取引に該当する場合は、取引相手方に応じた確認を行う。 ・利益相反取引に該当する場合は、取引相手方に応じた確認を行う。 ・また、法人で多額の借財または重要な財産の処分に該当する場合は、取締役会の承認を得ていることを確認する。
資金用途の確認	・迂回融資、名義貸しでないこと。

I 基本事項

1 取引にあたつての確認事項

貸出取引を行うにあたつては、以下の確認等を行う。

項目	内 容
信用の供与等の最高限度額	・貸出先に対する信用の供与等が、法令に定める最高限度額を超えないことを確認する。
借入資格者	・組合員以外の者（以下、「員外者」という。）への貸出の場合は、信用事業規程で定める員外者への貸付の対象範囲に含まれていることを確認する。
犯罪収益移転防	・取引時確認および確認記録書作成を含めた所定の処理を行う。
止法上の確認	・取引の取扱いと「反社会的勢力等との取引排除にかかる対応事務手続（統一版）」の定めるところに従い、 <u>C.C.S</u> 個別確認を行う。
反社会的勢力との取引排除	・「反社会的勢力等との取引排除にかかる対応事務手続（統一版）」の定めるところに従い、 <u>G.P.L.E.X</u> に上る個別確認を行う。
個人情報の取扱い	・与信取引であること、第三者提供が発生することから、個人情報を取得するにあたり、所定の同意書の提出を受ける。
利益相反取引の確認	・利益相反取引に該当する場合は、取引相手方に応じた確認を行う。 ・また、法人で多額の借財または重要な財産の処分に該当する場合は、取締役会の承認を得ていることを確認する。
資金用途の確認	・迂回融資、名義貸しでないこと。

I 基本事項

1 取引にあたつての確認事項

貸出取引を行うにあたつては、以下の確認等を行う。

項目	内 容
信用の供与等の最高限度額	・貸出先に対する信用の供与等が、法令に定める最高限度額を超えないことを確認する。
借入資格者	・組合員以外の者（以下、「員外者」という。）への貸出の場合は、信用事業規程で定める員外者への貸付の対象範囲に含まれていることを確認する。
犯罪収益移転防	・取引時確認および確認記録書作成を含めた所定の処理を行う。
止法上の確認	・取引の取扱いと「反社会的勢力等との取引排除にかかる対応事務手続（統一版）」の定めるところに従い、 <u>C.C.S</u> 個別確認を行う。
反社会的勢力との取引排除	・「反社会的勢力等との取引排除にかかる対応事務手続（統一版）」の定めるところに従い、 <u>G.P.L.E.X</u> に上る個別確認を行う。
個人情報の取扱い	・与信取引であること、第三者提供が発生することから、個人情報を取得するにあたり、所定の同意書の提出を受ける。
利益相反取引の確認	・利益相反取引に該当する場合は、取引相手方に応じた確認を行う。 ・また、法人で多額の借財または重要な財産の処分に該当する場合は、取締役会の承認を得ていることを確認する。
資金用途の確認	・迂回融資、名義貸しでないこと。

【改 正 後】

第2章 取引にあたつての確認事項

【改 正 前】

第2章 取引にあたつての確認事項

5 反社会的勢力等との取引排除

反社会的勢力等との取引を排除するための必要な対応、反社会的勢力等か否かの確認を行うためのGPLEXの利用、および関連する用語の定義については、「反社会的勢力等との取引排除にかかる対応事務手続（統一版）」の定めるところによる。

新規取引先、既往取引先いずれの場合も、新たな借入申込、条件変更申込等があつた場合には、「反社会的勢力等との取引排除にかかる対応事務手続（統一版）」の定めるところに従い、GPLEXによる個別確認を行う。

貸出取引にかかるGPLEXによる個別確認の概略は以下のとおり。（補足）

項目	内容
新規取引先（氏名、生年月日等情報の未取得先）	<ul style="list-style-type: none">・借入相談受付時等、可能な限り早い段階で本人および取引担当者（代理人を含む。）の氏名、生年月日（法人の場合は名称、設立年月日）等をヒアリングし、個別確認を実施する。なお、法人の場合は代表者および実質的支配者についても個別確認を実施する。・借入申込書受領時等の確認資料（運転免許証等）取得時に、ヒアリングした氏名、生年月日（法人の場合は名称、設立年月日）等との一致を確認する。相違していた場合には、確認資料の情報に基づき再度個別確認を実施する。・審査時には個別確認の結果を確認することとし、再度の個別確認実施は不要。ただし、個別確認の実施から3か月以上経過している場合は、再度個別確認を実施する。
既往取引先（氏名、生年月日等情報を取り得済み、定期確認の対象先）	<ul style="list-style-type: none">・借入相談受付時等、可能な限り早い段階で個別確認を実施する。・審査時には個別確認の結果を確認することとし、再度の個別確認実施は不要。ただし、個別確認の実施から3か月以上経過している場合は、再度個別確認を実施する。
保証人・担保提供者	<ul style="list-style-type: none">・氏名、生年月日等情報を未取得の場合、借入者からヒアリングにより確実な情報が得られる場合（借入者と保証人・担保提供者が家族の場合等）には、新規取引先に準じて個別確認を実施する。それ以外の場合は、確認資料の取得時に個別確認を実施する。・氏名、生年月日等情報を取得済みの場合は、既往取引先に准じて個別確認を実施する。

5 反社会的勢力等との取引排除

反社会的勢力等との取引を排除するための必要な対応、反社会的勢力等か否かの確認を行うためのCCSの利用、および関連する用語の定義については、「反社会的勢力等との取引排除にかかる対応事務手続（統一版）」の定めるところによる。

新規取引先、既往取引先いずれの場合も、新たな借入申込、条件変更申込等があつた場合には、「反社会的勢力等との取引排除にかかる対応事務手続（統一版）」の定めるところに従い、CCS個別確認を行う。

貸出取引にかかるCCSの個別確認の概略は以下のとおり。（補足）

項目	内容
新規取引先（氏名、生年月日等情報の未取得先）	<ul style="list-style-type: none">・借入相談受付時等、可能な限り早い段階で本人および取引担当者（代理人を含む。）の氏名、生年月日（法人の場合は名称、設立年月日）等をヒアリングし、個別確認を実施する。なお、法人の場合は代表者および実質的支配者についても個別確認を実施する。・借入申込書受領時等の確認資料（運転免許証等）取得時に、ヒアリングした氏名、生年月日（法人の場合は名称、設立年月日）等との一致を確認する。相違していた場合には、確認資料の情報に基づき再度個別確認を実施する。・審査時には個別確認の結果を確認することとし、再度の個別確認実施は不要。ただし、個別確認の実施から3か月以上経過している場合は、再度個別確認を実施する。
既往取引先（氏名、生年月日等情報を取り得済み、定期確認の対象先）	<ul style="list-style-type: none">・借入相談受付時等、可能な限り早い段階で個別確認を実施する。・審査時には個別確認の結果を確認することとし、再度の個別確認実施は不要。ただし、個別確認の実施から3か月以上経過している場合は、再度個別確認を実施する。
保証人・担保提供者	<ul style="list-style-type: none">・氏名、生年月日等情報を未取得の場合、借入者からヒアリングにより確実な情報が得られる場合（借入者と保証人・担保提供者が家族の場合等）には、新規取引先に準じて個別確認を実施する。それ以外の場合は、確認資料の取得時に個別確認を実施する。・氏名、生年月日等情報を取得済みの場合は、既往取引先に准じて個別確認を実施する。

【改 正 後】 第2章 取引にあたつての確認事項

【補足】(削除)個別確認

- ・借入申込、条件変更申込等の場合のG.P.L.E.X.による個別確認の実施要否については、以下の基準による。
- ・なお、下記に該当しない場合には、個別確認を実施する。

※ ○：必要、×：不要 (ただし、個別確認を実施することも可)

区分	内容	要否
新規取引	新規取引	○
	融資枠、割手枠、貸越枠の設定	○
既往取引先との取引	新規取引 (季節資金復活、つなぎ資金を含む)	○
	融資枠、割手枠、貸越枠の設定 (自動更新条項付資金の取引期限更新を除く)	○
	融資枠、割手枠 (季節資金の取引期限更新)	×
	手形乗替・書替 (融資枠の範囲内)	×
	手形乗替・書替 (融資枠未設定、または範囲を超える場合)	○
	特別当座賃貸の乗替、割手実行 (割手枠の範囲内)	×
	割手実行 (割手枠未設定、または範囲を超える場合)	○
借入者の変更	借入者の変更 (債務引受、相続発生時)	○
	債務引受、相続発生時	○
	代表者の変更、合併等による組織変更	○
	法人成り	○
条件変更	最終期限の延長	×
	最終期限の短縮	×
	一部繰上償還	×
	元利金併済方法の変更 (分割返済から期日一括返済への変更)	○
	元利金併済方法の変更 (上記以外)	×
	手形サイト、特別当座賃貸サイトの変更	×
	利率変更 (特約書の締結を含む)	○
	極度額の増額	×
	割手枠込限度額の増額	○
	割手枠込限度額の減額	×
	銘柄指定の変更	×
	返済用口座の変更	×
担保・保証の変更	担保の変更 (追加差入や極度額増額等、担保を拡充するもの)	○
	担保の変更 (上記以外)	×
	担保提供者者の変更 (加入)	○
	担保提供者者の変更 (保証、死亡)	×
	保証の変更 (保証額増額や期限延長等、保証を拡充するもの)	○
	保証の変更 (上記以外)	×
	保証人の変更 (加入)	○
	保証人の変更 (脱退、死亡)	×

【改 正 前】 第2章 取引にあたつての確認事項

【補足】CCS個別確認

- ・借入申込、条件変更申込等の場合のG.P.L.E.X.による個別確認の実施要否については、以下の基準による。
- ・なお、下記に該当しない場合には、個別確認を実施する。

※ ○：必要、×：不要 (ただし、個別確認を実施することも可)

区分	内容	要否*
新規取引先	新規取引	○
	融資枠、割手枠、貸越枠の設定	○
既往取引先との取引	既往取引 (季節資金復活、つなぎ資金を含む)	○
	融資枠、割手枠、貸越枠の設定 (自動更新条項付資金の取引期限更新を除く)	○
	融資枠、割手枠 (季節資金の取引期限更新)	×
	手形乗替・書替 (融資枠の範囲内)	×
	手形乗替・書替 (融資枠未設定、または範囲を超える場合)	○
	特別当座賃貸の乗替、割手実行 (割手枠の範囲内)	×
	割手実行 (割手枠未設定、または範囲を超える場合)	○
	借入者の変更 (債務引受、相続発生時)	○
	代表者の変更、合併等による組織変更	○
	法人成り	○
条件変更	最終期限の延長	×
	最終期限の短縮	×
	一部繰上償還	×
	元利金併済方法の変更 (分割返済から期日一括返済への変更)	○
	元利金併済方法の変更 (上記以外)	×
	手形サイト、特別当座賃貸サイトの変更	×
	利率変更 (特約書の締結を含む)	○
	極度額の増額	×
	割手枠込限度額の増額	○
	割手枠込限度額の減額	×
	銘柄指定の変更	×
	返済用口座の変更	×
担保・保証の変更	担保の変更 (追加差入や極度額増額等、担保を拡充するもの)	○
	担保の変更 (上記以外)	×
	担保提供者者の変更 (加入)	○
	担保提供者者の変更 (保証、死亡)	×
	保証の変更 (上記以外)	○
	保証人の変更 (加入)	×
	保証人の変更 (脱退、死亡)	×

【改正後】第7章 貸出実行前の事務処理

【改正前】第7章 貸出実行前の事務処理

(11) 借入申込内容・面談記録の検印 【貸出システム使用】

役務者	事務内容	・申込内容、借入意思確認、面談結果の記録内容を確認し、検印のうえ、部店長まで回付する。
部店長	事務内容	・申込内容、借入意思確認、面談結果の記録内容を確認し、承認する。

(11) 借入申込内容・面談記録の検印 【貸出システム使用】

役務者	事務内容	・申込内容、借入意思確認、面談結果の記録内容を確認し、検印のうえ、部店長まで回付する。
部店長	事務内容	・申込内容、借入意思確認、面談結果の記録内容を確認し、承認する。

(12) 担当者による信用調査・審査 【貸出システム使用】

貸出担当者	使用する様式等	・借入申込書類 ・「借入申込書類チェックリスト」(12103)
担当者	事務内容	・借入申込内容に基づき、速やかに以下とのおり信用調査・審査を行い、貸出可否判断を付して受席者に回付する。 ・必要に応じて、決算書等の登録、財務分析資料の作成等を実施し、また、他部門や保証機関等関係機関とも協議する。
	重　　目	資格審査
		・借入申込者が、定款・信用事業規程上貸出可能な相手であるか。 ・借入申込者、保証人、担保提供者の関係が利益相反行為に該当しないか。 ・借入申込内容が公序良俗に反しないか。 ・借入申込者が反社会的勢力等に該当しないか、 G PLEXによる個別確認 の実施から3か月以上経過している場合は、再度 G PLEXによる個別確認 を実施する。
		信用状況調査
		・必要に応じて個人信用情報照会を行う。 ・個人信用・資金(事業)計画・償還能力・保証・担保等の妥当性の検証の検討
		貸出条件の検討
		・貸出期間、金利等の条件を検討する。(備足)
		担保
		・担保・保証人の条件を検討する。
		検討
		・利用状況の把握
		・必要に応じ、信用・共済・経済事業など各事業面から、農協との密着度、取引振りにより判断する。
		要預資金の場合は、上記によらず、要項(チェックシートを定めた資金については、要項およびチェックシート)により審査する。
	重　　目	貸出条件の検討
		・貸出期間、金利等の条件を検討する。(備足)
		検討
		・担保・保証人の条件を検討する。
		要預資金の場合は、上記によらず、要項(チェックシートを定めた資金については、要項およびチェックシート)により審査する。
	重　　目	要預資金の場合は、上記によらず、要項(チェックシートを定めた資金については、要項およびチェックシート)により審査する。
		・要項およびチェックシートにより審査する。

(12) 担当者による信用調査・審査 【貸出システム使用】

貸出担当者	使用する様式等	・借入申込書類 ・「借入申込書類チェックリスト」(12103)
担当者	事務内容	・借入申込内容に基づき、速やかに以下とのおり信用調査・審査を行い、貸出可否判断を付して受席者に回付する。 ・必要に応じて、決算書等の登録、財務分析資料の作成等を実施し、また、他部門や保証機関等関係機関とも協議する。
	重　　目	資格審査
		・借入申込者が、定款・信用事業規程上貸出可能な相手であるか。 ・借入申込者、保証人、担保提供者の関係が利益相反行為に該当しないか。 ・借入申込内容が公序良俗に反しないか。 ・借入申込者が反社会的勢力等に該当しないか、 C C S 個別確認の実施から3か月以上経過している場合は、再度 C C S 個別確認を実施する。
		信用状況調査
		・必要に応じて個人信用情報照会を行う。 ・個人信用・資金(事業)計画・償還能力・保証・担保等の妥当性の検証の検討
		貸出条件の検討
		・貸出期間、金利等の条件を検討する。(備足)
		担保
		・担保・保証人の条件を検討する。
		検討
		・利用状況の把握
		・必要に応じ、信用・共済・経済事業など各事業面から、農協との密着度、取引振りにより判断する。
		要預資金の場合は、上記によらず、要項(チェックシートを定めた資金については、要項およびチェックシート)により審査する。
	重　　目	要預資金の場合は、上記によらず、要項(チェックシートを定めた資金については、要項およびチェックシート)により審査する。
		・要項およびチェックシートにより審査する。

第12章 融資枠の継続、解約

【改 正 後】

3 融資枠の継続中止、解約

(1) 期限到来時の更新中止、解約

項目	内容
手形貸付、手形割引の融資枠	<ul style="list-style-type: none"> ・期限到来時に融資枠を継続しないときは、融資枠の期限到来までに農協から貸出先に継続しない旨書面で通知する（様式任意）。
特別当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> ・貸越契約の貸越期限到来時に貸越契約を更新しない場合は、貸越契約更新日が到来する前に「<u>取引期限到来のご案内</u>」（28142）を作成し、貸出先へ交付する。 (注) 「特別当座勘定貸越約定書」では、貸出先もしくは農協から貸越契約の解約について、手段の意思表示をしない場合、自動更新条項により取引期限がさらに一定期間延長される。
当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> ・貸越契約の貸越期限到来時に貸越契約を更新しない場合は、貸越契約更新日が到来する前に「<u>取引期限到来のご案内</u>」（28142）を作成し、貸出先へ交付する。 (注) 「当座勘定貸越約定書」では、貸出先もしくは農協から貸越契約の解約について、手段の意思表示をしない場合、通常は自動更新条項により取引期限がさらに一定期間延長される。 ・この場合の「貸越契約解約申込書」については貸出担当者が作成し（貸出先の押印欄に斜線を引く）、貸越契約の解約（取引コード：1220）を行う。
カードローン	<ul style="list-style-type: none"> ・「JAカードローン借入申込書」の余白に「令和 年 月 日契約更新中止」と記入し、契約更新中止先に「JAカードローン契約更新中止のお知らせ」（様式任意）を送付する。 ・ローンカードを発行している場合は、ローンカードの返却を求める。返却を受けたローンカードは、「貯金事務手続（統一版）（貯金共通編）」（具体的な箇所は参考資料10を参照）に準じ破棄する。

3 融資枠の継続中止、解約

(1) 期限到来時の更新中止、解約

項目	内容
手形貸付、手形割引の融資枠	<ul style="list-style-type: none"> ・期限到来時に融資枠を継続しないときは、融資枠の期限到来までに農協から貸出先に継続しない旨書面で通知する（様式任意）。
特別当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> ・貸越契約の貸越期限到来時に貸越契約を更新しない場合は、貸越契約更新日が到来する前に「<u>契約期限到来のご案内</u>」（28142）を作成し、貸出先へ交付する。 (注) 「特別当座勘定貸越約定書」では、貸出先もしくは農協から貸越契約の解約について、手段の意思表示をしない場合、自動更新条項により取引期限がさらに一定期間延長される。
当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> ・貸越契約の貸越期限到来時に貸越契約を更新しない場合は、貸越契約更新日が到来する前に「<u>取引期限到来のご案内</u>」（28142）を作成し、貸出先へ交付する。 (注) 「当座勘定貸越約定書」では、貸出先もしくは農協から貸越契約の解約について、手段の意思表示をしない場合、通常は自動更新条項により取引期限がさらに一定期間延長される。 ・この場合の「貸越契約解約申込書」については貸出担当者が作成し（貸出先の押印欄に斜線を引く）、貸越契約の解約（取引コード：1220）を行う。
カードローン	<ul style="list-style-type: none"> ・「JAカードローン借入申込書」の余白に「令和 年 月 日契約更新中止」と記入し、契約更新中止先に「JAカードローン契約更新中止のお知らせ」（様式任意）を送付する。 ・ローンカードを発行している場合は、ローンカードの返却を求める。返却を受けたローンカードは、「貯金事務手続（統一版）（貯金共通編）」（具体的な箇所は参考資料10を参照）に準じ破棄する。

【改 正 前】

3 融資枠の継続中止、解約

(1) 期限到来時の更新中止、解約

項目	内容
手形貸付、手形割引の融資枠	<ul style="list-style-type: none"> ・期限到来時に融資枠を継続しないときは、融資枠の期限到来までに農協から貸出先に継続しない旨書面で通知する（様式任意）。
特別当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> ・貸越契約の貸越期限到来時に貸越契約を更新しない場合は、貸越契約更新日が到来する前に「<u>契約期限到来のご案内</u>」（28142）を作成し、貸出先へ交付する。 (注) 「特別当座勘定貸越約定書」では、貸出先もしくは農協から貸越契約の解約について、手段の意思表示をしない場合、自動更新条項により取引期限がさらに一定期間延長される。
当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> ・貸越契約の貸越期限到来時に貸越契約を更新しない場合は、貸越契約更新日が到来する前に「<u>取引期限到来のご案内</u>」（28142）を作成し、貸出先へ交付する。 (注) 「当座勘定貸越約定書」では、貸出先もしくは農協から貸越契約の解約について、手段の意思表示をしない場合、通常は自動更新条項により取引期限がさらに一定期間延長される。 ・この場合の「貸越契約解約申込書」については貸出担当者が作成し（貸出先の押印欄に斜線を引く）、貸越契約の解約（取引コード：1220）を行う。
カードローン	<ul style="list-style-type: none"> ・「JAカードローン借入申込書」の余白に「令和 年 月 日契約更新中止」と記入し、契約更新中止先に「JAカードローン契約更新中止のお知らせ」（様式任意）を送付する。 ・ローンカードを発行している場合は、ローンカードの返却を求める。返却を受けたローンカードは、「貯金事務手続（統一版）（貯金共通編）」（具体的な箇所は参考資料10を参照）に準じ破棄する。

第12章 融資枠の継続、解約

【改 正 前】

第12章 融資枠の継続、解約

(5) 入力帳票の作成 【貸出システム使用】

貸出担当者	事務内容	・既往の当座貸越を継続するにあたり、当座勘定貸越約定書を新規で受け入れる場合で、契約番号を変更するときは、商品切替の処理に準じて既往貸越枠の残高を新規貸越枠に移行させる。契約番号を変更しないときは、契約条件変更（取引コード1252）で処理する。 ・なお、商品切替については次の点に留意する。 ①切替元（既往貸越枠）の精算合計額（貸越残高+貸越利利息+保証料）が切替先（新規貸越枠）の貸越限度額を超過する場合は取引できないので、新規で受け入れる契約書の貸越限度額に留意する。 ②切替元が限度超過、延滞中、期限経過の場合は取引できない。 ③切替元に連帯債務者または連帯保証人が登録されている場合は取引できないので、便宜的に切替元の連帯債務者または連帯保証人の登録解除処理を行い、貸越残高を切替先に移行させる。
-------	------	--

【補足】当座（勘定）貸越約定書を新規に受け入れる場合の処理

- ・既往の当座貸越を継続するにあたり、当座勘定貸越約定書を新規で受け入れる場合で、契約番号を変更するときは、商品切替の処理に準じて既往貸越枠の残高を新規貸越枠に移行させる。契約番号を変更しないときは、契約条件変更（取引コード1252）で処理する。
- ・なお、商品切替については次の点に留意する。
 - ①切替元（既往貸越枠）の精算合計額（貸越残高+貸越利利息+保証料）が切替先（新規貸越枠）の貸越限度額を超過する場合は取引できないので、新規で受け入れる契約書の貸越限度額に留意する。
 - ②切替元が限度超過、延滞中、期限経過の場合は取引できない。
 - ③切替元に連帯債務者または連帯保証人が登録されている場合は取引できないので、便宜的に切替元の連帯債務者または連帯保証人の登録解除処理を行い、貸越残高を切替先に移行させる。

(6) 貸出先あて通知の作成 【貸出システム使用】

貸出担当者	事務内容	・「契約更新中止のご案内」（28141） ・「 <u>取引</u> 期限到来のご案内」（28142） ・契約更新中止の貸出先がある場合は「契約更新中止のご案内」を、また契約期限到来の貸出先がある場合は「 <u>取引</u> 期限到来のご案内」を作成する。
-------	------	---

(7) 稟議書の回付 【貸出システム使用】

貸出担当者	事務内容	・稟議書、「登録票」および貸出先あて通知を添付して役席者へ回付する。 （注）「登録票」、貸出先あて通知は、貸出稟議書の決裁後に役席者が捺印することでもよい。
-------	------	---

(5) 入力帳票の作成 【貸出システム使用】

貸出担当者	事務内容	・入力帳票を作成する必要がある場合は、稟議書に基づき、次のとおり作成する。（補足）
	項目	・自動継続条件を継続する場合、契約条件変更（取引コード1252）の「登録票」を作成する。
	自動継続有無が自動の案件の自動継続を停止する場合	・自動継続有無が自動の案件の自動継続を停止する場合、貸出担当者は、貸越契約自動継続区分を自動継続停止にするため、口座情報変更（取引コード1256）の「登録票」を作成する。

【補足】当座（勘定）貸越約定書を新規に受け入れる場合の処理

- ・既往の当座貸越を継続するにあたり、当座勘定貸越約定書を新規で受け入れる場合で、契約番号を変更するときは、商品切替の処理に準じて既往貸越枠の残高を新規貸越枠に移行させる。契約番号を変更しないときは、契約条件変更（取引コード1252）で処理する。
- ・なお、商品切替については次の点に留意する。
 - ①切替元（既往貸越枠）の精算合計額（貸越残高+貸越利利息+保証料）が切替先（新規貸越枠）の貸越限度額を超過する場合は取引できないので、新規で受け入れる契約書の貸越限度額に留意する。
 - ②切替元が限度超過、延滞中、期限経過の場合は取引できない。
 - ③切替元に連帯債務者または連帯保証人が登録されている場合は取引できないので、便宜的に切替元の連帯債務者または連帯保証人の登録解除処理を行い、貸越残高を切替先に移行させる。

(6) 貸出先あて通知の作成 【貸出システム使用】

貸出担当者	事務内容	・「契約更新中止のご案内」（28141） ・「 <u>取引</u> 期限到来のご案内」（28142） ・契約更新中止の貸出先がある場合は「契約更新中止のご案内」を、また契約期限到来の貸出先がある場合は「 <u>取引</u> 期限到来のご案内」を作成する。
-------	------	---

(7) 稟議書の回付 【貸出システム使用】

貸出担当者	事務内容	・稟議書、「登録票」および貸出先あて通知を添付して役席者へ回付する。（注）「登録票」、貸出先あて通知は、貸出稟議書の決裁後に役席者が捺印することでもよい。
-------	------	---

第12章 融資枠の継続、解約

第12章 融資枠の継続、解約

【改 正 前】

(8) 票議書の審査【貸出システム使用】

役務者	事務内容	・票議書および添付書類の記載内容について審査し、貸越契約更新の可否が妥当と判断される場合は、票議書に承認し、部店長へ回付する。 (注)「登録票」、貸出先あて通知は、貸出票議書の決裁後に役席者が検印することでもよい。
-----	------	--

(8) 票議書の審査【貸出システム使用】

役務者	事務内容	・票議書および添付書類の記載内容について審査し、貸越契約更新の可否が妥当と判断される場合は、票議書に承認する。 (注)「登録票」、貸出先あて通知は、貸出票議書の決裁後に役席者が検印することでもよい。
-----	------	--

(9) 票議書の決定【貸出システム使用】

役務者	事務内容	・票議書および添付書類の記載内容について審査し、貸越契約更新の可否が妥当と判断される場合は、票議書に承認する。 (注)「登録票」、貸出先あて通知は、貸出票議書の決裁後に役席者が検印することでもよい。
-----	------	--

(9) 票議書の決定【貸出システム使用】

役務者	事務内容	・票議書および添付書類の記載内容について審査し、貸越契約更新の可否が妥当と判断される場合は、票議書に承認する。 (注)「登録票」、貸出先あて通知は、貸出票議書の決裁後に役席者が検印することでもよい。
-----	------	--

(10) 入力帳票の回付【貸出システム使用】

役務者	事務内容	・入力帳票を出力し、オペレータに回付する。
-----	------	-----------------------

(10) 入力帳票の回付【貸出システム使用】

役務者	事務内容	・入力帳票を出力し、オペレータに回付する。
-----	------	-----------------------

(11) 入力帳票の入力

役務者	事務内容	・入力帳票に役席者の検印があることを確認のうえ、窓口端末機に入力し、照合者へ回付する。
-----	------	---

(11) 入力帳票の入力

役務者	事務内容	・入力帳票に役席者の検印があることを確認のうえ、窓口端末機に入力し、照合者へ回付する。
-----	------	---

(12) 入力結果の照合

役務者	事務内容	・照合印字を照合し、照合印を押印のうえ、窓口端末機に入力し、照合者へ回付する。
-----	------	---

(12) 入力結果の照合

役務者	事務内容	・照合印字を照合し、照合印を押印のうえ、窓口端末機に入力し、照合者へ回付する。
-----	------	---

(13) 貸出先あて通知の出状

役務者	事務内容	・「契約更新中止のご案内」(28141) ・「 <u>取引期限到来のご案内</u> 」(28142)
-----	------	---

役務者	事務内容	・「契約更新中止のご案内」を、「契約更新中止のご案内」を、年齢制限等により次回契約期限が到来する先に「 <u>取引期限到来のご案内</u> 」を送付する。
-----	------	---

(14) 書類保管

役務者	事務内容	・登録票を票議書につり込み、所定の場所に保管する。 ・JASTEMセンターからの日次配信により「貸越契約更新処理一覧表（自動更新）」(ZJS-04501)にて貸越契約の更新状況を確認のうえ、農協所定のファイルに保管する。
-----	------	---

役務者	事務内容	・登録票を票議書につり込み、所定の場所に保管する。 ・JASTEMセンターからの日次配信により「貸越契約更新処理一覧表（自動更新）」(ZJS-04501)にて貸越契約の更新状況を確認のうえ、農協所定のファイルに保管する。
-----	------	---

【改正後】

附 則 (2022 J革特発第1107号)
(実施日)

この手続は、令和5年2月13日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第228号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第1138号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第1138号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第2050号)
(実施日)

この手続は、令和6年2月13日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第234号)
(実施日)

この手続は、令和6年7月14日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第1735号)
(実施日)

この手続は、令和7年2月10日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第2117号)
(実施日)

この手続は、令和7年5月1日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1748号)
(実施日)

この手続は、令和8年2月9日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1838号)
(実施日)

この手続は、令和8年4月1日から実施する。

【改正前】

附 則 (2022 J革特発第1107号)
(実施日)

この手続は、令和5年2月13日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第228号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第1138号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第1138号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第2050号)
(実施日)

この手続は、令和6年2月13日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第234号)
(実施日)

この手続は、令和6年7月14日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第1735号)
(実施日)

この手続は、令和7年2月10日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第2117号)
(実施日)

この手続は、令和7年5月1日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1748号)
(実施日)

この手続は、令和8年2月9日から実施する。

(追加)

第3章 算出実行前の事務処理【改 正 後】

第3章 算出実行前の事務処理【改 正 前】

3 賃出実行前の対応

【貸出システム使用】 (1) 貸出実行前の条件変更

貸出担保等	・借入申込書・・・各ローンの所定様式等	・貸出条件変更議書
・貸出条件変更議書	・貸出条件変更議書	・変更にかかる「入力帳票」
事務内容	・貸出稟議決裁後に、「貸出システム」で実行前条件変更（稟議決裁）を実施するとともに、次のとおり処理する（再度の借入申込を受けた場合は、「面談記録（兼意思確認記録）借入申込時・契約時」（12101）に変更後の申込内容による借入意思確認結果を記録する。）。なお、当該条件変更について保証機関との協議が必要な場合は、所定の方法で保証機関に対して協議を行う。	<p>貸出条件変更内容</p> <p>①与信金額を増額する場合、貸出期間を長期化する場合（注）、変更後の担保・保証が担保価値がある場合は保証人徵収基準を満たさない場合等、貴賄の信用リスクが増大するとき</p> <p>（注）当初貸出稟議で決裁を受けた貸出期間の範囲で、貸出実行日および貸出期間を移動させることは、貸出期間の長期間化とは見做さない（貸出稟議で貸出期間のみ決裁を受けた場合に貸出実行日を貸出実行予定日よりも前とすることも同様とする）。ただし融資要項等で定める期間は超えないこと。</p> <p>②担保・保証を担保価値あるいは保証人徵収基準を満たした中で変更する場合</p> <p>③決算金額の減額、貸出期間の短縮または毎回返済額の削減を初回に増額を判断する場合</p> <p>④その他部店長が必要と判断し、信用リスクが当初貸出条件より増大する懸念がない場合</p> <p>⑤上記①から④には該当しない案件で、与信金額（減額の場合）、貸出期間（最長・取扱期間）、利子率変動条件、金利の固定制・菱動制、利息の月割・日割、利息の前取・後取、利子補給率、限度・極度、指定銘柄</p>

3 借出実行前の対応

【貸出実行前の条件変更】貸出システム使用

貸出担保担当	・借入申込書・各ローンの所定様式等 ・貸出条件変更裏譲書（所定） ・変更にかかる「入力帳票」 ・貸出裏譲書	・貸出裏譲後後に、借入申込者から当初の貸出条件を変更したいとの申し出があつたときは、「貸出システム」で実行前条件変更（裏譲決裁）を実施するとともに、次におり処理する（再度の借入申込をを受けた場合は、「面談記録（兼意思確認記録借入申込時・契約時）（12101）に変更後の申込内容による借入意思確認結果を記録する。）なお、当該条件変更について保証機関との協議が必要な場合は、所定の方法で保証機関に対して協議を行う。
事務内容	<p>貸出条件変更内容</p> <p>貸出裏譲</p> <p>①互信金額を増額する場合、貸出期間を長期化する場合（注）、変更後の担保・保証が担保価格あるいは保証人徵求基準を満たさない場合等、農協の協力リスクが膨大するとき</p> <p>（注）当初貸出裏譲で決裁を受けた貸出期間の範囲で貸出実行日および貸出期限を移動させることは、貸出実行期間の長期化とは見做さない、貸出実行日を貸出期間のみ決裁を受けた場合に貸出実行日と貸出実行予定日よりも前倒しとすることも同様とする。ただし融資要項等で定める期間は超えないこと。</p> <p>②担保・保証を担保価格あるいは保証人徵求基準を満たした中で変更する場合</p> <p>③決裁金額の減額・貸出期間の短縮または毎回返済額の減額を初回に償済返済する場合</p> <p>④その他の部店長が必要と判断し、信用リスクが当初貸出条件より増大する懸念がない場合</p> <p>⑤上記①から④には該当しない案件で、互信金額（減額の場合は）、貸出期間（最終・最短期限）、元利金計算方法、返済用貯金口座、利率変動条件、金利の固定制・変動制、利息の月割・日割、利息の前取・後取、利子補給率、限度・極度、指定駆柄</p>	<p>申込要否および裏譲決裁期限</p> <p>・変更後内容での再度の借入申込（書面申込の場合は借入申込書の訂正（注）または再掲出）を受ける。</p> <p>・決裁権限は、変更後の貸出条件（互信金額、貸出期間、保全条件等）で新規貸出を行うときの決裁権限となる。</p> <p>（注）訂正可否については、「訂正可否」（注）-3-3-4 (5) 訂正印の取扱いを参照する。訂正により対応する場合は、貸出条件変更裏譲に訂正に至った経緯等を記載する。</p> <p>・必要に応じて変更内容での再度の借入申込（書面申込の場合は借入申込書の訂正（注）または再掲出）を受ける。貸出条件変更裏譲または再掲出を起し、農協の職制規程または決裁権限表により決裁を受ける。</p>

【改 正 後】 第7章 カードローンの契約更新、解約

【改 正 前】 第7章 カードローンの契約更新、解約

I 基本事項

1 カードローンの契約更新管理

(1) 契約期限到来案件の管理【貸出システム使用】

項目	内容
契約期限到来案件の管理	<p>・「貸越契約期限到来一覧画面」により、契約期限到来する案件を確認する。 ・各資金に定められた基準（^{※注}）により、その貸出先の信用状況について点検し、 点検結果により、契約更新の可否を審査し、所定の決裁を受ける。信用状況の 点検においては、必要に応じて更新審査用のテンプレートを使用する。^{（注）} (注) テンプレートを使用する場合は、貸出システムからCSVデータを出力す る前に、個別案件のJASTEM取引状況の取得など、貸出システムで実施 する作業があることに注意する。</p> <p>・「貸越契約期限到来一覧画面」に出来する案件のうち、教育ローン（カード 型）の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>① 据置期限日到来（新規貸食可簡期間終了後）案件において契約更新をする 場合、契約更新時の信用状況点検および契約更新審査は不要。</p> <p>② 貸越残高等を確認し、約定返済による貸越残高・利息の完済が確認できた案 件は、「7-1-2-1 2 カードローンの契約更新中止、解約」の定めにより解 約の処理を行う。</p> <p>・また、教育ローン（カード型）について、貸越契約登録（取引コード：1240） により「据置期限日」を入力している場合は、据置期限の3か月前に出力され る「当座貸越据置期限到来一覧表」（ZJS-04657）により貸越停止・約定返済開 始時期の到来する案件を把握し、契約者に連絡をとり卒業予定状況等について 再確認のうえ、必要に応じて毎月の返済元金額等約定返済の内容について連絡 する。</p> <p>・貸付自肃情報の登録がある場合、「貸付自肃制度に係る会員対応における留意 事項（平成31年3月実施）」（全国銀行個人信用情報センター）を踏まえ、必要 に応じて極度額を引き下げる、返済専用（新規貸付停止）とする、解約等の対 応を検討する。</p> <p>・なお、点検の結果、基準を満たさない場合は、解約または新規契約に準じた個 別審査を行い、契約の可否について、所定の決裁を受ける。</p> <p>・増額して更新するなど、貸出条件を変更して更新する場合も、新規契約に準じ た個別審査を行い、契約の可否について、所定の決済を受ける。^{（注）} (注) 貸出システムでは与信更新案件として案件を立ち上げて審査・稟議を行 う。</p>

I 基本事項

1 カードローンの契約更新管理

(1) 契約期限到来案件の管理【貸出システム使用】

項目	内容
契約期限到来案件の管理	<p>・「貸越契約期限到来一覧画面」により、契約期限が到来する案件を確認する。 ・各資金に定められた基準（^{※注}）により、その貸出先の信用状況について点検し、 点検結果により、契約更新の可否を審査し、所定の決裁を受ける。信用状況の 点検においては、必要に応じて更新審査用のテンプレートを使用する。^{（注）} (注) テンプレートを使用する場合は、貸出システムからCSVデータを出力す る前に、個別案件のJASTEM取引状況の取得など、貸出システムで実施 する作業があることに注意する。</p> <p>・「貸越契約期限到来一覧画面」に出来する案件のうち、教育ローン（カード 型）の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>③ 据置期限日到来（新規貸食可能期間終了後）案件において契約更新をする 場合、契約更新時の信用状況点検および契約更新審査は不要。</p> <p>④ 貸越残高等を確認し、約定返済による貸越残高・利息の完済が確認できた案 件は、「7-1-2-1 2 カードローンの契約更新中止、解約」の定めにより解 約の処理を行う。</p> <p>・また、教育ローン（カード型）について、貸越契約登録（取引コード：1240） により「据置期限日」を入力している場合は、据置期限の3か月前に出力され る「当座貸越据置期限到来一覧表」（ZJS-04657）により貸越停止・約定返済開 始時期の到来する案件を把握し、契約者に連絡をとり卒業予定状況等について 再確認のうえ、必要に応じて毎月の返済元金額等約定返済の内容について連絡 する。</p> <p>・貸付自肃情報の登録がある場合、「貸付自肃制度に係る会員対応における留意 事項（平成31年3月実施）」（全国銀行個人信用情報センター）を踏まえ、必要 に応じて極度額を引き下げる、返済専用（新規貸付停止）とする、解約等の対 応を検討する。</p> <p>・なお、点検の結果、基準を満たさない場合は、解約または新規契約に準じた個 別審査を行い、契約の可否について、所定の決裁を受ける。</p> <p>・増額して更新するなど、貸出条件を変更して更新する場合も、新規契約に準じ た個別審査を行い、契約の可否について、所定の決済を受ける。^{（注）} (注) 貸出システムでは与信更新案件として案件を立ち上げて審査・稟議を行 う。</p>
契約更新状況の確認	<p>・更新処理後、JASTEM配信帳票「貸越契約更新処理一覧表（自動更新）」 (ZJS-04501) によって、貸越契約の更新状況を確認のうえ、所定のファイル に保管する。</p>
契約更新状況の確認	<p>・更新処理後、JASTEM配信帳票「貸越契約更新一覧表（自動更新）」 (ZJS-04501) によって、貸越契約の更新状況を確認のうえ、所定のファイル に保管する。</p>

第7章 カードローンの契約更新、解約

【改 正 前】 第7章 カードローンの契約更新、解約

【改 正 後】 第7章 カードローンの契約更新、解約

(2) 契約更新にかかる契約書類

項目	内容
契約更新時の契約書類	・賃貸契約書に取引期限の自動更新条項があることから、契約更新にあたり貸出先より提出を受ける契約書類は特にない。契約内容を変更する場合は、所定の変更証書の提出を受ける。
契約更新時の増額変更	・更新時に極度額の増額変更を行う場合は、「条件変更編第4章」を参照する。
契約更新時の減額変更	この場合、更新審査における新規貸出に準じた審査も合わせて行う。
契約更新時の減額変更	・更新時に極度額の減額変更を行う場合は、「条件変更編 第4章」を参照する。なお、与信金額の増大に繋がらないことから、新規貸出に準じた更新審査は不要。

(3) 年齢制限で次回契約更新できない案件の顧客連絡等

項目	内容
ミニカードローン	・契約者が満35歳で契約更新した場合は、カードローンへの移行を行診し、契約者の意向に応じて対応する。
教育ローン（カード型）	・「 <u>誕生子供の卒業年度末日</u> （契約締結日）の在籍校から進学等する場合、条件変更により進学先の卒業年度末日まで延長することができる。」または「満65歳到達日以降に最初に到来する取引期限」のいずれか早く到来する日までしか契約更新できない。次回契約更新できない案件については、貸出先に「契約期限到来のご案内」（28142）を送付し、契約満期日に更新を行わない旨を通知する。
その他カードローン	・満69歳または満64歳に契約更新できない案件については、貸出先に「取引期限到来のご案内」（28142）を送付し、契約満期日に更新を行わない旨を通知する。
契約更新できない案件の顧客連絡後の対応	・通知後の契約更新中止・解約および契約更新中止後後の管理については、「7-1-2-1-2 カードローンの契約更新中止、解約」、「7-1-3-1 3 カードローンの契約更新中止後の管理」を参照する。

第7章 カードローンの契約更新、 【改正後】解約

第7章 カードローンの契約更新、 【改正】前約解約

(5) 入力帳票の作成【貸出システム】

(5) 入力帳票の作成【管出システム専用】

事務内容	契約更新可否、自動継続有無の登録状況に応じて、次のとおり作成する。
賃貸担当者	<p>項目 内容</p> <p>契約更新（自動継続有の案件） 契約更新（自動継続無の案件） 契約更新（自動継続有の案件） 契約更新（自動継続無の案件） 契約更新（自動継続無の案件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約条件変更（取引コード：1252）の「登録票」を作成する。 貸越契約自動継続区分を自動継続停止とするため、口座情報変更（取引コード：1236）の「登録票」を作成する。 入力帳票の作成不要。

【貸出システム使用】貸出先あて通知の作成

賃貸 使用者 様式等	<ul style="list-style-type: none"> 「契約更新中止のご案内」（28141） 「<u>取引</u>期限到来のご案内」（28142）
	<ul style="list-style-type: none"> 今回契約更新中止先がある場合は「契約更新中止のご案内」を作成する。 また年齢制限等により次回契約期限到来先がある場合は「<u>取引</u>期限到来のご案内」を作成する。 (注)

（）議書の回付【貸出システム】

事務内容	賃貸担当者
・貸出裏譲書、「登録票」および貸出先あて通知を役席者へ回付する。 (注) 貸出裏譲書とあわせて、「登録票」および貸出先宛通知の決定を受けている場合は、貸出システムにアップロードして裏譲書の添付資料とする。「登録票」、貸出先あて通知は、貸出裏譲書の決算後に役席者の捺印を受けることでもよい。	

（） 言議書の審査 「傑出シズム」使用

未返済の旨旦	
事務内容	・裏議書、「登録票」および貸出先あて通知の記載内容について審査し、賃貸契約更新の可否が妥当と判断される場合は、裏議書を承認し、部長へ回付する。 (注)「登録票」、貸出先あて通知は、貸出裏議書の決戻後に役務者が捺印することでもよい。

（）商議書の油字【傑出シズム／他用】

申請書類に		申請書類に
事務内容	・ 賃譲書、「登録票」および貸出先あて通知の記載内容について審査し、賃越契約更新の可否が妥当と判断される場合は、專議書を承認する。	（注）「登録票」、貸出先あて通知は、貸出裏議書の決裁後に役席者が捺印することでもよい。
部 店 長		

(5) 入力帳票の作成 【貸出システム使用】

事務内容 貸 出 担 当 者	契約更新可否、自動継続有無の登録状況に応じて、次のとおり作成する。	
	項目	内容
契約更新（自動継続有の案件）	契約更新（自動継続無の案件）	・入力帳票の作成不要。
契約更新（自動継続無の案件）	契約更新（自動継続無の案件）	・契約条件変更（取引コード:1232）の「登録票」を作成する。
契約更新しない（自動継続有の案件）	契約更新しない（自動継続無の案件）	・貸賃契約自動継続区分を自動継続停止とするため、口座情報変更（取引コード:1256）の「登録票」を作成する。
契約更新しない（自動継続無の案件）		・入力帳票の作成不要。

（6）賃貸契約書の作成

賃貸出 当者 事務内容 様式等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約更新中止のご案内」（281441） ・「<u>契約期限到来のご案内</u>」（281442）
	<ul style="list-style-type: none"> ・今回契約更新中止先がある場合は「契約更新中止のご案内」を作成する。 ・また年齢制限等により次回契約期限到来先がある場合は「<u>契約期限到来のご案内</u>」を作成する。 (注) 賃出システムの契約書作成機能ではなく、Excelテンプレート（カードローン新審査ツール）または様式出力（白紙様式）を用いる等により作成する。

(7) 會議書の回付【貸出システィム】

事務内容	・貸出裏議書、「登録票」および貸出先あて通知を役席者へ回付する。 (注)貸出裏議書とあわせて、「登録票」および貸出先宛通知の決定を受ける場合は、 貸出システムにアプロードして裏議書の添付資料とする。「登録票」、貸出先あ て通知は、貸出裏議書の決裁後に役席者の捺印を受けることでもよい。
貸出担当者	

(8) 會議書の審査【提出システィム使用】

（ウ）未報剪付申旦	
事務内容	・票議書、「登録票」および貸出先あて通知の記載内容について審査し、賃越契約更新の可否が妥当と判断される場合は、票議書を承認し、部店長へ回付する。（注）
役席者	（注）「登録票」、貸出票議書の決裁後に役席者が簽印することでもよい。

(8) 高議書の決定【提出シナリオ使用】

(3) 未収録の不正	
部	事務内容
店長	<ul style="list-style-type: none"> ・裏譲書、「登録票」および貸出先あて通知の記載内容について審査し、貸越契約更新の可否が妥当と判断される場合は、裏譲書を承認する。 (注) 「登録票」、貸出裏譲書の決算後に役職者が捺印することでもよい。

第7章 カードローンの契約更新、解約

第7章 カードローンの契約更新、解約

【改 正 後】

(10) 入力帳票の回付	
貸出担当者	事務内容 ・「入力帳票」に役席者の捺印があることを確認のうえ、「入力帳票」オペレータに回付する。

(11) 入力帳票の入力	
オペレータ	事務内容 ・「入力帳票」に役席者の捺印があることを確認のうえ、窓口端末機に入力し、照合者へ回付する。

(12) 入力結果の照合	
照合者	事務内容 ・「入力帳票」の記入内容と認証印字を照合し、照合印を押印のうえ、貸出担当者に回付する。

(13) 貸出先あて通知の出状	
貸出担当者	事務内容 ・「契約更新中止のご案内」(28141) ・「取引期限到来のご案内」(28142) 事務内容 ・稟議決裁後、今回契約更新中止先に「契約更新中止のご案内」を、年齢制限等により次回契約期限が到来する先に「取引期限到来のご案内」を送付する。

(14) 書類保管	
貸出担当者	事務内容 ・処理後の「登録票」を稟議書につづり込み、所定の場所に保管する。 ・JASTEMセンターからの日次配信により「貸越契約更新処理一覧表（自動更新）」(ZJS-04501) にて貸越契約の更新状況を確認のうえ、農協所定のファイルに保管する。

(10) 入力帳票の回付	
貸出担当者	事務内容 ・「入力帳票」に役席者の捺印があることを確認のうえ、「入力帳票」オペレータに回付する。

(11) 入力帳票の入力	
オペレータ	事務内容 ・「入力帳票」に役席者の捺印があることを確認のうえ、窓口端末機に入力し、照合者へ回付する。

(12) 入力結果の照合	
照合者	事務内容 ・「入力帳票」の記入内容と認証印字を照合し、照合印を押印のうえ、貸出担当者に回付する。

(13) 貸出先あて通知の出状	
貸出担当者	事務内容 ・「契約更新中止のご案内」(28141) ・「取引期限到来のご案内」(28142) 事務内容 ・稟議決裁後、今回契約更新中止先に「契約更新中止のご案内」を、年齢制限等により次回契約期限が到来する先に「取引期限到来のご案内」を送付する。

(14) 書類保管	
貸出担当者	事務内容 ・処理後の「登録票」を稟議書につづり込み、所定の場所に保管する。 ・JASTEMセンターからの日次配信により「貸越契約更新処理一覧表（自動更新）」(ZJS-04501) にて貸越契約の更新状況を確認のうえ、農協所定のファイルに保管する。

【改正後】

附 則 (2022 J革特発第1107号)
(実施日)

この手続は、令和5年2月13日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第228号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第1138号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第2050号)
(実施日)

この手続は、令和6年2月13日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第234号)
(実施日)

この手続は、令和6年2月13日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第1735号)
(実施日)

この手続は、令和7年2月10日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第2117号)
(実施日)

この手続は、令和7年5月1日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1748号)
(実施日)

この手続は、令和8年2月9日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1838号)
(実施日)

この手続は、令和8年4月1日から実施する。

【改正前】

附 則 (2022 J革特発第1107号)
(実施日)

この手続は、令和5年2月13日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第228号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第1138号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第2050号)
(実施日)

この手続は、令和6年2月13日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第234号)
(実施日)

この手続は、令和6年2月13日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第1735号)
(実施日)

この手続は、令和7年2月10日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第2117号)
(実施日)

この手続は、令和7年5月1日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1748号)
(実施日)

この手続は、令和8年2月9日から実施する。

(追加)

【改 正 後】

第2章 届出事項の変更

【改 正 前】

第2章 届出事項の変更

(1) 書類の交付	
貸出担当者	<p>使用する書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「届出事項変更届」(顧4-3、顧4-3-QR)・・・印鑑届の変更の場合 「代理人届(兼変更届)」(2-1-1-0-2)・・・代理人届の変更の場合 「届出事項変更届」(顧4-3、顧4-3-QR)・・・個別契約の届出事項の変更、併用証書上の返済用貯金口座の届出内容(住所、氏名(法人の場合は、法人名、代表者名)、届出印)の変更 保証機関に対する届出書類・・・保証機関が定める書類 貸出先、連帯債務者、保証人等から届出事項の変更の連絡または申込を受けたときは、顧客との取引内容を確認し、「2-1-1-1 (1) 届出事項の変更」に基づいて、変更にかかる書類を交付し、提出書類、書類の記載方法を説明する。 また、顧客が農協内で他の取引の該当がある場合は、必要に応じて、他取引の担当部署と連携のうえ対応する。
事務内容	<p>使用する書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「届出事項変更届」(顧4-3、顧4-3-QR)・・・印鑑届の変更の場合 「代理人届(兼変更届)」(2-1-1-0-2)・・・代理人届の変更の場合 「届出事項変更届」(顧4-3、顧4-3-QR)・・・個別契約の届出事項の変更、併用証書上の返済用貯金口座の届出内容(住所、氏名(法人の場合は、法人名、代表者名)、届出印)の変更 保証機関に対する届出書類・・・保証機関が定める書類 貸出先、連帯債務者、保証人等から届出事項の変更の連絡または申込を受けたときは、顧客との取引内容を確認し、「2-1-1-1 (1) 届出事項の変更」に基づいて、変更にかかる書類を交付し、提出書類、書類の記載方法を説明する。 また、顧客が農協内で他の取引の該当がある場合は、必要に応じて、他取引の担当部署と連携のうえ対応する。

(2) 書類の確認、入力帳票の作成依頼	
貸出担当者	<p>使用する書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出書類一式 「債権書類管理カード(共通書類または個別案件)」(1-5-1-0-1または1-5-1-0-2)
事務内容	<p>書類提出を受けた場合は、内容を確認し、印鑑照合、係印を押印する。なお、届出事項変更届が複数の個別案件にかかる場合は、役席者の検印後に届出事項変更届のコピーをとり、原本およびコピーを各債権書類ファイルに受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯金取引がない保証人の住所、氏名の変更については、窓口係に提出書類の写しを交付し、顧客情報の変更登録(注)を依頼する。 保証人の顧客情報とともに、<u>G.P.L.E.X.による定期確認</u>を実施することとなるので、保証人の顧客情報についても適切に管理を行う。 「債権書類管理カード(共通書類または個別案件)」に書類名・通数の記入、係印を押印し、受領した書類をセシトして、役席者へ回付する。

(3) 書類の検印、保管	
役席者	<p>事務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出書類の記載内容を検証のうえ、提出書類、債権書類管理カードに検印を押印し、貸出担当者に回付する。
貸出担当者	<p>事務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出書類を債権書類ファイルに保管する。 届出事項変更届が複数案件にかかる場合は、提出書類原本に鉛筆書きで原本をどの案件に保管するか補記したうえで、役席者の検印後の届出事項変更届のコピーをとり、原本、コピーを各案件の債権書類ファイルに受入処理する。

(1) 書類の交付	
貸出担当者	<p>使用する書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「届出事項変更届」(顧4-3、顧4-3-QR)・・・印鑑届の変更の場合 「代理人届(兼変更届)」(2-1-1-0-2)・・・代理人届の変更の場合 「届出事項変更届」(顧4-3、顧4-3-QR)・・・個別契約の届出事項の変更、併用証書上の返済用貯金口座の届出内容(住所、氏名(法人の場合は、法人名、代表者名)、届出印)の変更 保証機関に対する届出書類・・・保証機関が定める書類 貸出先、連帯債務者、保証人等から届出事項の変更の連絡または申込を受けたときは、顧客との取引内容を確認し、「2-1-1-1 (1) 届出事項の変更」に基づいて、変更にかかる書類を交付し、提出書類、書類の記載方法を説明する。 また、顧客が農協内で他の取引の該当がある場合は、必要に応じて、他取引の担当部署と連携のうえ対応する。
事務内容	<p>使用する書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「届出事項変更届」(顧4-3、顧4-3-QR)・・・印鑑届の変更の場合 「代理人届(兼変更届)」(2-1-1-0-2)・・・代理人届の変更の場合 「届出事項変更届」(顧4-3、顧4-3-QR)・・・個別契約の届出事項の変更、併用証書上の返済用貯金口座の届出内容(住所、氏名(法人の場合は、法人名、代表者名)、届出印)の変更 保証機関に対する届出書類・・・保証機関が定める書類 貸出先、連帯債務者、保証人等から届出事項の変更の連絡または申込を受けたときは、顧客との取引内容を確認し、「2-1-1-1 (1) 届出事項の変更」に基づいて、変更にかかる書類を交付し、提出書類、書類の記載方法を説明する。 また、顧客が農協内で他の取引の該当がある場合は、必要に応じて、他取引の担当部署と連携のうえ対応する。

(2) 書類の確認、入力帳票の作成依頼	
貸出担当者	<p>使用する書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出書類一式 「債権書類管理カード(共通書類または個別案件)」(1-5-1-0-1または1-5-1-0-2)
事務内容	<p>書類提出を受けた場合は、内容を確認し、印鑑照合、係印を押印する。なお、届出事項変更届が複数の個別案件にかかる場合は、役席者の検印後に届出事項変更届のコピーをとり、原本およびコピーを各債権書類ファイルに受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯金取引がない保証人の住所、氏名の変更については、窓口係に提出書類の写しを交付し、顧客情報の変更登録(注)を依頼する。 保証人の顧客情報をとともに、<u>G.P.L.E.X.による定期確認</u>を実施することとなるので、保証人の顧客情報についても適切に管理を行う。 「債権書類管理カード(共通書類または個別案件)」に書類名・通数の記入、係印を押印し、受領した書類をセシトして、役席者へ回付する。

(3) 書類の検印、保管	
役席者	<p>事務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出書類の記載内容を検証のうえ、提出書類、債権書類管理カードに検印を押印し、貸出担当者に回付する。
貸出担当者	<p>事務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出書類を債権書類ファイルに保管する。 届出事項変更届が複数案件にかかる場合は、提出書類原本に鉛筆書きで原本をどの案件に保管するか補記したうえで、役席者の検印後の届出事項変更届のコピーをとり、原本、コピーを各案件の債権書類ファイルに受入処理する。

【改 正 後】

第7章 条件変更の事務処理

【改 正 前】

第7章 条件変更の事務処理

(12) 担当者の審査【貸出システム使用】

貸出担当者	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> 条件変更申込内容に基づき、速やかに以下のとおり信用調査・審査およびチェックシート審査を行い、条件変更可否判断を付して役席者に回付する。 書面による証跡資料や顧客提出資料は「貸出システム」に保存し、合わせて貸出裏議書ファイルに保管する。
	項目	説明
資格審査	<ul style="list-style-type: none"> 申込者が反社会的勢力等に該当しないか。G.P.L.E.X.による個別確認の実施から3か月以上経過している場合は、再度G.P.L.E.X.による個別確認を実施する（新規貸出編 2-1-5-1～2-1-5-2を参照）。 	<ul style="list-style-type: none"> 条件変更申込内容に基づき、速やかに以下のとおり信用調査・審査およびチェックシート審査を行い、条件変更可否判断を付して役席者に回付する。 書面による証跡資料や顧客提出資料は「貸出システム」に保存し、合わせて貸出裏議書ファイルに保管する。
個人の場合は審査	<ul style="list-style-type: none"> 個人の場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する（必要に応じて個人信用情報照会を行う）。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないか。G.P.L.E.X.による個別確認の実施から3か月以上経過している場合は、再度G.P.L.E.X.による個別確認を実施する（新規貸出編 2-1-5-1～2-1-5-2を参照）。
法人の場合は審査	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する（必要に応じて法人信用情報照会を行う）。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する。
手形引換の場合は審査	<ul style="list-style-type: none"> 手形引換の場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 手形引換の場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する。
統一ローンの場合は審査	<ul style="list-style-type: none"> 統一ローンの場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 統一ローンの場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する。

(12) 担当者の審査【貸出システム使用】

貸出担当者	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> 条件変更申込内容に基づき、速やかに以下のとおり信用調査・審査およびチェックシート審査を行い、条件変更可否判断を付して役席者に回付する。 書面による証跡資料や顧客提出資料は「貸出システム」に保存し、合わせて貸出裏議書ファイルに保管する。
	項目	説明
資格審査	<ul style="list-style-type: none"> 申込者が反社会的勢力等に該当しないか。G.P.L.E.X.による個別確認の実施から3か月以上経過している場合は、再度G.P.L.E.X.による個別確認を実施する（新規貸出編 2-1-5-1～2-1-5-2を参照）。 	<ul style="list-style-type: none"> 条件変更申込内容に基づき、速やかに以下のとおり信用調査・審査およびチェックシート審査を行い、条件変更可否判断を付して役席者に回付する。 書面による証跡資料や顧客提出資料は「貸出システム」に保存し、合わせて貸出裏議書ファイルに保管する。
個人の場合は審査	<ul style="list-style-type: none"> 個人の場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する（必要に応じて個人信用情報照会を行う）。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないか。G.P.L.E.X.による個別確認の実施から3か月以上経過している場合は、再度G.P.L.E.X.による個別確認を実施する（新規貸出編 2-1-5-1～2-1-5-2を参照）。
法人の場合は審査	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する（必要に応じて法人信用情報照会を行う）。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する。
手形引換の場合は審査	<ul style="list-style-type: none"> 手形引換の場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 手形引換の場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する。
統一ローンの場合は審査	<ul style="list-style-type: none"> 統一ローンの場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 統一ローンの場合は審査の状況、資産・負債等を把握し、今後の収支見通しを客観的に判断したうえで、条件変更によって農協の与信・保全バランスが大きく劣化しないこと等、条件変更の妥当性を審査する。

【改正後】

附 則 (2022 J革特発第1107号)
(実施日)

この手続は、令和5年2月13日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第228号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第1138号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第2050号)
(実施日)

この手続は、令和6年2月13日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第1735号)
(実施日)

この手続は、令和6年2月13日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第2117号)
(実施日)

この手続は、令和7年5月1日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1748号)
(実施日)

この手続は、令和8年2月9日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1838号)
(実施日)

この手續は、令和8年4月1日から実施する。

【改正前】

附 則 (2022 J革特発第1107号)
(実施日)

この手続は、令和5年2月13日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第228号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第1138号)
(実施日)

この手續は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第2050号)
(実施日)

この手續は、令和6年2月13日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第1735号)
(実施日)

この手續は、令和6年2月13日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第2117号)
(実施日)

この手續は、令和7年5月1日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1748号)
(実施日)

この手續は、令和8年2月9日から実施する。

(追加)

【改正前】

【改正後】

【改正前】

改正後

〔改正後〕

【改正前】

【改正前】

改正後】

[改正前]

ム BIS融資枠・案件情報登録票

【改正前】

後正改

後改正】

[改正前]

人 資金項目貸出金基本登錄票

欄等の
間隔調整

ム 資金冊目貸出金基本登録票

【改 正 後】

【改 正 前】

JMA 資金種目貸出金金利登録票									
年 月 日									
備考欄									
登録番号	登録年月日	登録者名	登録者職名	登録者電話番号	登録者郵便番号	登録者住所	登録者会員登録番号	登録者会員登録年月日	登録者会員登録年月日
1234567890	2023/02/28	上田 伸也	会員登録者	03-1234-5678	123-4567-8901	東京都渋谷区渋谷1-2-3	1234567890	2023/02/28	2023/02/28
備考欄									
欄等の間隔調整									
備考欄									

JMA 資金種目貸出金金利登録票									
年 月 日									
備考欄									
登録番号	登録年月日	登録者名	登録者職名	登録者電話番号	登録者郵便番号	登録者住所	登録者会員登録番号	登録者会員登録年月日	登録者会員登録年月日
1234567890	2023/02/28	上田 伸也	会員登録者	03-1234-5678	123-4567-8901	東京都渋谷区渋谷1-2-3	1234567890	2023/02/28	2023/02/28
備考欄									
備考欄									
備考欄									

後正改

[改正前]

資金融通其本營業

後改正】

[改正前]

【変更後】

使用上の注意事項 <「金銭消費貸借契約証書（農取締結者用）」(22104)>

(省略)

変動金利の基準利率	・金利条件を「変動金利」とする場合に、基準利率を選択する。
基準利率上乗せ幅	・金利条件を「変動金利」とする場合に、本貸出金の基準利率に対する上乗せ幅を記載する。 (「基準利率」+「基準利率上乗せ幅」=「適用利率」となる。)
新利率の適用開始日	・利子補給を適用する場合は、適用利率と同様に調整した、基準利率上乗せ幅とする。 新利率の適用開始日 ・金利条件を「変動金利」とする場合は、適用利率と同様に調整した、基準利率上乗せ幅とする。 <u>(注)融資要請書アシスタムで契約証書を作成する場合、適用する金利種別は既往用金利区分に、以下4種類の適用利率区分のいずれかが登録されている場合、以下の利区分に、新利率の適用開始日を記入されるとおり「新利率の適用開始日」が印字される。</u>
既往用利率開始区分	「新利率の適用開始日」の印字
7：基準日翌々日当日翌日	1. (年2回定期見直し)年2回定期見直し(見直 基準日(4月1日、10月1日)の翌々月の返 済日翌日または応当日翌日) 2. (基準利率の変動日以降最初に到来する利息 支払日(変動日当日を含む)の翌日より適用) 3 : 基準日今回約定日翌日 1 : 基準日 2 : 基準日翌日 3 : 基準利率の変動日 4 : (基準利率の変動日の翌日) 上記4種類以外の適用利率開始区分を登録している場合は、「新利率の適用開始日」(これは、「-(ハイフン)」が印字されるので、融資要請書システムの外側で 要絵書きを作成する。) ・金利特約の有無 適用する特約書名を記載する。 (例)令和2年4月1日付固定金利および金利引下げに関する特約書
本借入契約に適用する 金利特約の有無 適用する特約内容	

(以下省略)

【変更前】

使用上の注意事項 <「金銭消費貸借契約証書（農取締結者用）」(22104)>

(省略)

変動金利の基準利率	・金利条件を「変動金利」とする場合に、基準利率を選択する。
基準利率上乗せ幅	・金利条件を「変動金利」とする場合に、本貸出金の基準利率に対する上乗せ幅を記載する。 (「基準利率」+「基準利率上乗せ幅」=「適用利率」となる。)
新利率の適用開始日	・利子補給を適用する場合は、適用利率と同様に調整した、基準利率上乗せ幅とする。 新利率の適用開始日 ・金利条件を「変動金利」とする場合は、適用利率と同様に調整した、基準利率上乗せ幅とする。 <u>(注)融資要請書アシスタムで契約証書を作成する場合、適用する金利種別は既往用金利区分に、以下4種類の適用利率区分のいずれかが登録されている場合、以下の利区分に、新利率の適用開始日を選択する。</u>
本借入契約に適用する 金利特約の有無 適用する特約内容	<p>・金利特約の有無、適用する特約書名を記載する。 (例)令和2年4月1日付固定金利および金利引下げに関する特約書</p> <p>・金利特約の有無、適用する特約の有無、適用する特約書名を記載する。 (例)令和2年4月1日付固定金利および金利引下げに関する特約書</p>

後正奴

アバランクカードローン当座賃貸越約定書兼債務保証委託証書

印 紙
1号3文書金額
の記載がないう
り(200円)

返済用賃金口座お届け印
(電子契約の場合は押印不要)

【主要項目】

5

お取引店 (所)	貯金種類 その他の ()	口座番号	口座名義人
年	% 利息制限法に基づく特約上限利率		年記の利率とします。
年	% 保証料の支払方法		上記約定返済日に支払います。
年	% 保証料の支払が各払込日より遅れた場合は、遅延している保証料に対して左記の割合の損害金 (年365 日の日割計算で算出) を支払います。		
支取日 (月/年)	支取番号		
印鑑	印鑑照合	印	印

26/04

(2025/04)

22147

【改正前】

JAバンクカードローン当座貸越約定書兼債務保証委託証書

印紙
1号3文書金額
の記載がないも
の(200円)

返済用貯金口座をお届け (電子契約の場合は押印不要)	
印	印
農業信用基金協会 御中	農業協同組合 例中
住所 借主 (兼) 保証委託者	

借入要項】

99117

(2025/04)

【改 正 後】 アバシンクカードローン融資約款

【改 正 前】 J Aバシクカードローン融資約款

取り扱い組合が上限年齢到来前に取引期間を延長を停止した場合は、
取引期間以降、同一取扱い期間時点の利率を完全時まで適用します。

1条(取引方法)取引は組合の本支店(所)のうちいずれかの1か店のみで開設できるものとします。この取引のために開設されたカードローン専用口座およびJカードローンカード(以下「ローレンカード」といいます)の使用による借入と貸出は、専用取扱いである。引受、公共料金等の自動取扱は、原則として行わないものとします。

3条(取引期限)
カードローン取引の当座貸借の取引期限は、借入要項に定めた日(申込書の當座事業の休業日)の翌営業日から、取引期間までに届け主または組合の方から請求する旨に記載する。ただし、取引期間は原則として1年とし、原則の取引期限を延長する場合は次に示すとおりとする。
原則の取引期限を延長する場合は次に示すとおりとする。
原則の取引期限を延長する場合は次に示すとおりとする。

4. 本年(平成6年)の利息は、付利単位を100とし、借入要項に定められた償還日付迄の利息を、組合の信用事業の収益日の利息の計算に組合が定める利率、方法により計算し、償還元金に組み入れるものとします。また、教育資金の利息を支払うものとします。

本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」といいます。）が提供するJ.A.ベンクカードローン（J.A.カードローン）（以下、「J.A.カードローン」といいます。）を借り入れる借主とのJ.A.ベンクカードローン当該貸貸借約定書（以下、「J.A.ベンクカードローン契約書」といいます。）に基づき、本約款に同意し、J.A.ベンクカードローンを借り入れた場合、本約款の借り入れに同意できませぬ場合において、J.A.ベンクカードローンの内容に同意する事が該当する。組合は、本約款の各条項は、金融商品の状況の変化その他の相当の事由によるものとみなされます。J.A.ベンクカードローンを借り入れた場合は、民法の定期預約の規定に基づいていたるものと認められる場合に限ります。組合は、本約款を変更する場合は、変更後の本約款の内容を、店舗に表示し、インナーネットからも適用されるものとします。

第1条 取引方法

1 会員は組合の本支店(所)のうちいずれかの1会店のみで開設できるものとします。

2 カードドローバン等による当座貸付は、この取引のために開設する専用口座およびJCAカードローンカード(以下「ローンカード」といふ)の他用による貸越とし、小切手、手形の振出しは、引受、公会料金等の自動支払は行わないものとします。

3 カード第7条に規定する貸付金の返済は、第5条、第6条および第7条に規定する貸付金の返済とし、

第12条 貸借権の範囲と権利の行使 (以下「貸借権範囲」といいます。なお、組合がやむを得ない場合を除いてこの範囲を超過する賃貸物が有する権利を除く)。組合は、本ドローン販売の各条件と同様に組合から借りたときには借入の権利とし、組合に返済請求があるのとします。組合は前項のほかから貸借権範囲を超えて貸借権を有する場合、その権利を主として貸借権範囲に属するものとします。

1 第4貸付金の利息は、付利単位を100円とし、借入要項に定めたる給定返済日(組合が用事業の事業日の場合)の日より組合が支払ふ所の利息(年利)とします。(組合が用事業の事業日の場合は、支払利息は年利とします。また、教育ローン(カードローンの場合は、貸付元金に組み入れます)は、年利とします。)

2 利息の計算は、利子の計算は年利とします。

本約款は、令和2年4月1日以後に、当組合（以下、「組合」といいます）が提供するJ.Aバンクカードローン（「J.Aカードローン」といいます。J.Aワイヤードカードローン、J.Aクレジットカードローン（カード型）を含みます。）を借り入れる借主とのJ.Aバンクカードローン当座組合に対する債務を履行しなかった場合には、借入要項の組合に對する債務の遅延取扱金および組合の定める督促手続料等の金利等の組合に對する債務を支払います。

第 1 条 (取引法) 本組合の本支店(所)のうちいずれかのカードローン取引は組合の本支店(所)のみで開設できるものとします。この取引のために開設されたカードローン取引による当座貸付は、この取引のために開設されたカードローン取引による当座貸付および「Aカードローンカード」(以下「ローンカード」といいう)の使用による貸越とし、千円の小切手、千円の振出あるいは引受け、公用料金等の自動支払は行わないものとします。年利は年率 7% とおりとします。

5.2.6 条（貸倒権度額） カードローン契約書の借入要項（以下、「組合貸倒権度額」といいう。）の準拠権度額とし、組合の準拠権度額とし、組合の貸出額を超過する組合の各会員が適用する組合から請求するものとします。

53条 (取引期限)
カードローン取引の当座貸借の取引期限は、借入項に定める日（組合の営業日）またはその日の翌営業日（組合の営業日）までに、借主または組合の双方から期限の延長しない旨の申出がある場合には、どちらに借入をもとのとし、以降期限の取引期限の延長とともに、当事業者の一方から期限の延長しない旨の申出が組合に提出された場合は次にによることとします。
（注）新規借入または既存借入の場合は、新規借入の場合は次にによることとします。

越はうけません。契約の立場ノードを述べました。ヨコハ
マ市は、貸元と貸金は、カードローン契約書および本約款の各条項
に従い弁済し、貸貸元と貸金が完了した日にこの契約は当
然解約されるものとします。
④ 延期料に優越公正料がない場合、期限の翌日にこの契約
は当然に解約されます。

【改正後】

令和 年 月 日

様

農業協同組合
(取扱店) ①

取引期限到来のご案内

拝啓 益々ご清洋のこととお慶び申し上げます。
さて、貴殿との令和 年 月 日付当座勘定貸越約定書または 当
座貸越約定書に基づく取引期限が下記のとおり満了となり、取引終了になりますので、
ご案内申し上げます。

現在ご融資しております後高につきましては、毎月 ●日(休日の場合は翌営業日)に当
初約定どおりお支払ください。

なお、取引期限到来に伴い、以降の借入利率は、取引期限到来時点の利率が完済時点
まで適用されますので、申し添えます。

また、J Aカードローンの場合は、お手元のローンカードを取引期限到来日までにご
返却くださるよう、お願ひ申し上げます。

今後とも当組合をよろしくお願い申し上げます。

敬
具

記

1. 取引期限到来日 令和 年 月 日

1. 契約期限満了日

令和 年 月 日

2. 現在残高 令和 年 月 日現在
(追加)

2. 現在残高 令和 年 月 日現在

ご不明な点がございましたら、お取扱店舗までお問い合わせください。

以
上

(2026/04)

(28142)

【改正前】

令和 年 月 日

農業協同組合
(取扱店) ①

契約期限到来のご案内

拝啓 益々ご清洋のこととお慶び申し上げます。
さて、貴殿との令和 年 月 日付当座勘定貸越約定書または 当
座貸越約定書に基づく貸越期限が下記のとおり満了となり、取引終了になりますので、
ご案内申し上げます。

つきましては、契約期限満了日までに当座貸越金をご返済くださいますようお願ひ申
し上げます。

なお、J Aカードローンの場合は、お手元のローンカードを契約期限満了日までにご
返却くださるよう、お願ひ申し上げます。

今後とも当組合をよろしくお願い申し上げます。

記

令和 年 月 日

2. 現在残高 令和 年 月 日現在

以
上

(28142)

(2023/02)

【改 正 後】

使用上の注意事項 <「取引期限到来のご案内（28142）>

1 当該書式の文言については、貸出先との契約内容に応じて適宜修正して使用する。

以 上

(2026/04)

【改 正 前】

使用上の注意事項 <「契約期限到来のご案内（28142）>

1 一括返済を前提として「契約期限満了日までに当座貸越金をご返済ください」とお願い申し上げます」と記載しているので、ローン契約書、本融資約款等を確認のうえ、契約期限到来後においても約定返済を続ける場合、「現在ご融資しております残高につきましては、毎月 日（休日の場合は翌営業日）に当初約定どおりお支払いください」と修正して使用する。

以 上

(2026/02)

(28142)

(28142)

【改 正 後】

令和 年 月 日

様

(新設)

農業協同組合

(取扱店) (印)

約定返済開始のお知らせ

毎々格別のお引き立てをいただきましてありがとうございます。
さて、令和 年 月 日付 JAバシックカードローン当座貸越約定書兼債務
保証委託証書に基づき、教育ローン（カード型）をご利用いただきておりますが、この
たび、お子様の就学が完了されました。
つきましては、令和 年 月 日を持ちまして出金可能期間が終了し、
下記のとおり約定返済が開始されますのでご通知申しあげます。

記

1. 約定返済開始年月日 令和 年 月 日

2. 毎月の返済元金額 (※) 万円

3. 極度額 万円

(※) 約定返済額には上記元金に加え、別途お利息も発生します。

以 上

なお、ご不明な点につきましては、取引店舗にご確認ください。

取引店名 店 電話番号

担当者

【改正後】

附 則 (2022 J革特発第1107号)
(実施日)

この手続は、令和5年2月13日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第228号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第1138号)
(実施日)

この手続は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第2050号)
(実施日)

この手続は、令和6年2月13日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第1735号)
(実施日)

この手続は、令和7年2月10日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第2117号)
(実施日)

この手続は、令和7年4月1日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第2117号)
(実施日)

この手続は、令和7年5月1日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1748号)
(実施日)

この手続は、令和8年2月9日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1838号)
(実施日)

この手續は、令和8年4月1日から実施する。

【改正前】

附 則 (2022 J革特発第1107号)
(実施日)

この手続は、令和5年2月13日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第228号)
(実施日)

この手續は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第1138号)
(実施日)

この手續は、令和5年8月12日から実施する。

附 則 (2023 J革特発第2050号)
(実施日)

この手續は、令和6年2月13日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第1735号)
(実施日)

この手續は、令和7年2月10日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第2117号)
(実施日)

この手續は、令和7年4月1日から実施する。

附 則 (2024 J革特発第2117号)
(実施日)

この手續は、令和7年5月1日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1748号)
(実施日)

この手續は、令和8年2月9日から実施する。

附 則 (2025 J革特発第1838号)
(実施日)

この手續は、令和8年4月1日から実施する。

定型約款の一部改正について（お知らせ）

2026.02.10

2026年4月1日付で以下の融資関連定型約款を一部改正いたしましたので、お知らせします。

J Aバンクカードローン融資約款

一部改正の詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

以 上

定型約款の一部改正について（お知らせ）

2026.02.10

2026年4月1日付で以下の融資関連定型約款を一部改正いたしましたので、お知らせします。

J Aバンクカードローン融資約款

一部改正の詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

以 上